

議 長 日程第4「議案第43号松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第43号松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年12月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。公職選挙法施行令の一部改正により、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、自動車の使用及び通常はがき等の作成に係る公費負担額の限度額が引き上げられたことに伴い、当該施行令の改正に準じて本町の町議会議員及び町長選挙における選挙運動の公費負担額の限度額を引き上げるため、所要の改正をしたいので、提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第43号松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。改正の理由としましては、公職選挙法施行令の一部改正に伴いまして、選挙運動に関し自動車の使用及び通常はがき等の作成に係る公費負担額の限度額が引き上げられたことに伴いまして、当該施行令の改正に準じて本町の町議会議員及び町長選挙における選挙運動の公費負担の限度額を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案を2枚おめくりいただきまして、3枚目の参考資料1、新旧対照表を御覧ください。右が現行で左が改正案でございます。改正案の第4条第2号のアでございます。次ページをお願いしたいんですが、こちら選挙運動用自動車の借入の契約でございます。選挙運動自動車として使用された各自について、使用に対して支払うべき金額の上限をですね、1日あたり1万5,800円から1万6,100円に変更するものでございます。イは、選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合ですね、選挙運動用自動車に供給した燃料の代金を1日あたり上限をやはり7,560円から7,700円に変更するものでござい

ます。

続きまして、第8条、選挙用運動用のビラの作成の公費負担額及び支払い手続の規定でございますが、候補者の契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、選挙用運動ビラの作成単価の上限をですね、1枚当たり7円51銭から7円73銭に変更するものでございます。

恐れ入ります、次ページ、3ページをお願いいたします。第11条でございます。選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払い手続でございます。松田町が候補者の契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、選挙運動用ポスターの印刷費の作成単価を525円51銭から541円73銭に変更し、ポスターの掲示場の数に応じて乗じて得た金額に加える企画費31万500円を31万6,250円に変更するものでございます。

恐れ入りますが、3ページ戻っていただいて、議案本文をお願いいたします。附則でございます。第1項、施行期日は、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2項、適用区分につきましては、改正後の第4条、第8条及び第11条の規定は、この条例の施行日の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によります。

なおですね、参考資料2の、参考資料1の後ろにつけておりますが、こちらは先般11月22日の全員協議会で御説明しました資料でございます。後ほど御高覧くださいませ。

以上で説明は終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第43号松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。